

雜報

●敘任及辭令

鹿兒島縣技師正七位 山口 政 男
陞敘高等官五等

和歌山縣技師從七位勳六等 手塚 亨 二郎
（八月二十二日）

陞敘高等官六等 正六位醫學博士 田 中 文 男
敘從五位 勅使河原 文
（八月三十日）

免本職補八雲軍醫長兼分隊長 吳海軍工廠附海軍軍醫少監 矢 野 環
海軍少軍醫 伊 藤 慎 一

免日向乘組補橫須賀海兵團附 海軍少軍醫 大 岩 博 雅
扶桑乘組被免鞍馬乘組被仰付 大 岩 博 雅
（九月一日）

步兵第二十三聯隊附陸軍一等軍醫 齋 藤 清
免本職補第六師團軍醫部部員 齋 藤 清
（九月三日）

獸願休職被仰付

步兵第四十七聯隊附陸軍一等軍醫 安 東 保
（九月六日）

陸軍二等軍醫正 簡 野 松 太 郎

京都帝國大學教授醫學博士 島 蘭 順 次 郎

臨時脚氣病調查會臨時委員被仰付

（九月八日）

敘正七位 從七位勳六等 手塚 亨 二郎
（九月十日）

陸軍一等軍醫 平 野 林

大阪砲兵工廠御用掛ヲ免ス

第十二師團軍醫部部員陸軍一等軍醫 平 野 林

免本職傳染病研究所入學被仰付

對馬警備步兵大隊附陸軍二等軍醫 井 原 愛 雄

免本職補對馬軍砲兵大隊附

（九月十一日）

陸軍二等軍醫 藏 本 貢

陸軍二等軍醫 岸 本 宗 治 郎

陸軍二等軍醫 天 田 勘 七

賜一等給

（九月十五日）

●學位授與 溝口喜六君は豫て論文を提出し學位を請求し居られしが本月三日文部省に於て醫學博士の學位を授與せられたり君は明治三十三年岡山醫學專門學校の前身たる第三高等學校醫學部を卒業し故九州大學教授大森博士に就きて外科を研究し後獨逸國に留學しドクトルの學位を得て歸朝し福岡市に於て外科専門を以て開業し居らる尙ほ君の學位記及論文審査の要旨は追て本誌に掲載すべし

●人事彙報

○山内半作君 一昨年八月日本赤十字社より醫學視察の爲め歐米に出張を命ぜられたる同君は先づ米國に航し同國各大學を視察し後英、佛、瑞國に至り視察研究をなし印度洋を経て先般無事歸朝せられたり

○原巍君 は本月九日岡山縣防疫醫員に任せられたり

○友廣利親君 は今般小倉市記念病院を辭し山口縣防府町弘中病院に勤務せられたり

○林隼人君 豫て岡山縣病院婦人科に勤務し居られし同君は過日南滿鐵道會社醫院瓦房店分院の産婦人科醫長と

して就任せられたり

○向谷準一郎君 豫て大阪鐵工所附屬因島病院産婦人科部長として勤務中の同君は今回支那上海虹口乍浦路に於て産婦人科専門にて開業せられたり

○阿部幸祐君 は豫て姫路赤十字社病院に勤務し居られしが今般辭職神戸市外西灘村岩屋に轉住せられたり

○渡邊充吉君 は豫て青島守備軍民政部醫員として濟南醫院に勤務し居られしが先般辭職歸郷せられたり

○山根文士君 は今回十勝國河西郡茅屋市街東二條三丁目に移轉開業せられたり

辻田象次郎君近く 君は大正七年岡山醫學專門學校を卒業し暫く大阪市緒方病院に勤務し同年十月頃同院を辭し愛媛縣今治町に於て開業し居られしも尙ほ研究をなすべく上阪し回生病院に研究中病氣に罹り種々療養に手を盡されしも其效なく去月二十五日同病院に於て遠逝せられたりと洵に痛惜の情に堪へざるなり

高田安治君逝く 君は大正二年岡山醫學專門學校を卒業し岡山縣病院、秋田赤十字社支部病院、警視廳病院及鎌倉病院等に勤務し後徳島縣勝浦郡多家良村に於て開業し居られしが本月二十三日病を以て逝去せられたりと洵に哀悼に堪へざるなり

●内務省令第十三號 本年八月二十三日同省令第十三號を以て「トラホーム」豫防法施行規則を左の通定められた

り

「トラホーム」豫防法施行規則

第一條 「トラホーム」豫防法第一條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スヘキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號ニ準據スヘシ

- 一、患者ノ手拭ハ専用トシテ其ノ清潔ニ注意スルコト
- 二、洗面器ハ患者用ト健康者用トヲ區別スルコト
- 三、患者ノ常用シタル手拭、洗面器ノ類ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ煮沸スルカ又ハ熱湯ヲ以テ洗淨スルコト

四、眼脂ヲ拭フニハ清潔ナル専用ノ布片類ヲ用キルコト

五、指爪ヲ短剪シ顔面手指ノ清潔ニ注意スルコト

第二條 學校、幼稚園、製造所又ハ鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發著待合所、劇場、寄席、活動寫眞館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其ノ他地方

長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ

一、貸手拭又ハ共用手拭ヲ備ヘサルコト但シ使用者毎

ニ清潔ナルモノヲ使用セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

二、手洗水ハ流出装置トナスコト

學校、幼稚園、製造所其ノ他地方長官ノ指定シタル場所ニ於テハ前項各號ノ外洗面器ハ患者用ト健康者用トヲ區別スヘシ

第三條 「トラホーム」豫防法第六條ノ規定ニ依ル北海道

地方費又ハ府縣ノ補助ハ左ノ區分ニ依ル但シ市町村ノ支出額參拾圓未滿ナルトキハ補助セサルコトヲ得

一、治療ニ關スル費用ハ支出額ノ四分ノ一以上

風疹、水痘

二、豫防ニ關スル費用ハ支出額ノ六分ノ一以上

前項ノ支出額トハ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ

第四條 「トラホーム」豫防法第三條行政官廳ノ職務ハ警察署長又ハ警察分署長、同法第四條行政官廳ノ職務ハ内務大臣又ハ地方長官之ヲ行フ

「トラホーム」豫防法及本令ノ規定ニ依ル地方長官ノ職務ハ東京府ニ在リテハ警視總監之ヲ行フ

附則

本令ハ「トラホーム」豫防法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●文部省令第二十九號 本年八月二十九日同省第二十九號を以て學校傳染病豫防規則を左の通定められたり

學校傳染病豫防規程

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スヘキ傳染病ノ種類左ノ如シ

第一類 痘瘡、實布埜利亞、猩紅熱、發疹窒扶斯、「ベクト」、赤痢、虎列刺、腸窒扶斯、「バラチフス」、流行性腦脊髄膜炎

第二類 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎、

第三類 肺喉頭其ノ他機關ノ開放結核、癩

第四類 「トラホーム」其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ

他ノ傳染性皮膚病

前項ニ掲クル疾病ノ疑似症ニ對シテモ必要ニ依リ本令ヲ適用ス

第二條 學校長ハ兒童又ハ未成年ノ生徒カ入學シタル場

合ニ於テハ其ノ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ調査シ未了者ニハ之ヲ受ケシメ又ハ保護者ヲシテ其ノ義務ヲ履行セシムヘシ

第二期種痘定期ニ在ル在學中ノ兒童ニ關シ亦同シ

尋常小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ卒業證書、中學校豫科及高等學校豫科ノ修了證書ニハ當該生徒兒童カ法定ノ種痘ヲ完了セシヤ否ヤヲ記入スヘシ

第三條 第一條ニ掲クル傳染病ニ罹リタル職員生徒兒童

等ハ治愈シタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス但シ第三類中ノ肺喉頭以外ノ結核又ハ第四類ノ傳染病ニ在リテハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ此ノ限

ニ非ス

第四條 職員生徒兒童等ニシテ第一類又ハ第二類ノ傳染病患者アル家ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ豫防處置施行ノ狀況及其ノ他ノ事情ニ依リ學校醫ニ於テ傳染病ノ虞ナシト認メタル後ニ非サレハ昇校スルコトヲ得ス

第五條 職員等學校内ニ於テ第一條ニ掲クル傳染病者又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スヘシ

學校長ハ必要ト認ムルトキハ學校醫ヲシテ診斷セシメ左ニ掲クル處置ヲ爲スヘシ

一、第一類ノ傳染病ナルトキハ速ニ其ノ他ノ警察官吏又ハ市區町村長ニ通報シ消毒、隔離其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

二、第二類ノ傳染病ナルトキハ患者ノ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

三、第三類ノ傳染病ナルトキハ肺喉頭以外ノ結核ニシテ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ノ外

ハ昇校ヲ停止シ消毒其ノ他適當ノ處置ヲ爲スヘシ

四、第四類ノ傳染病ナルトキハ學校醫ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲ爲シタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ニ對シテ昇校ヲ許スヘシ

學校内ニ第一條ニ掲クル傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件アルトキハ之ニ對シテ消毒其ノ他相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第六條 學校内、學校所在地及其ノ近傍若ハ生徒兒童等ノ通學區域内ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外學校長ニ於テ全校若ハ其ノ一部ヲ閉鎖スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第七條 學校所在地若ハ其ノ近傍ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ狀況ニ依リ十分ナル清潔方法ヲ施行スヘシ

第八條 生徒兒童ノ通學區域内若ハ職員居住地ニ於テ第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ狀況ニ依リ必要ト

認ムルトキハ學校長ハ其ノ地域ヨリ通學スル生徒兒童及職員等ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一類又ハ第二類ノ傳染病流行地ニ滞在シタル生徒兒童及職員等ニ對シ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ學校長ハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第九條 學校ノ寄宿舎ニ於テ第一類ノ傳染病發生シタルトキハ官立學校長又ハ地方長官ハ左ノ各號ニ依リ文部大臣ニ報告スヘシ

一、初發ノ場合ニハ病名、發病ノ日、患者數、疾病ノ經過、感染徑路、發病以來ノ處置、將來執ラントスル處置、其ノ他參考トナルヘキ事項ニ就キ遲滞ナク報告スヘシ

二、續發セル場合ニハ病名、發病ノ日(發病不明ノトキハ診斷決定ノ日)、患者數、初發報告以外特ニ執リタル處置其ノ參考トナルヘキ事項ニ就キ報告スヘシ但シ多數ノ患者連續發生スルトキハ即時報告スヘシ

三、前二號ノ患者ノ轉歸ハ治癒、死亡、其他(休學退學等)ニ分チ報告スヘシ

第十條 本規程中學校醫ノ職務ハ學校醫ナキ時若ハ止ムヲ得サル場合ニ於テハ適宜他ノ醫師ヲシテ行ハシムヘシ

第十一條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若ハ其ノ舎室ハ

再ヒ之ヲ使用スルニ先チ十分ナル清潔法ヲ施行スヘシ

第十二條 消毒方法ノ要項左ノ如シ(省略)

第十三條 本令ハ之ヲ幼稚園ニ適用ス

附則

本令ハ大正八年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年文部省令第二十號ハ之ヲ廢止ス